

大船渡市 プレスリリース

定例記者会見資料
令和7年12月11日(木)
担当: 保健福祉部地域福祉課
福祉推進係(内線139)

大船渡市特例福祉灯油等助成事業の実施について

1 趣旨

厳冬期の経済的負担軽減を図り、市民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的として、住民税非課税の高齢者世帯などを対象に大船渡市特例福祉灯油等助成金を支給します。

2 対象

下表(1)～(3)の**全ての要件**を満たしている世帯が対象です。

要件	内容	
(1) 住所要件	令和7年12月1日現在、本市に住民登録している世帯	
(2) 所得要件	令和7年度の住民税が非課税の世帯(世帯の全員が非課税) ※ 未申告者がいる場合は、対象になりません。	
	次の①から④の いずれかに該当する世帯	
(3) 世帯要件	①高齢者世帯	65歳以上(※1)のみで構成されている世帯
	②重度障がい者等がいる世帯	ア) 身体障害者手帳1・2級の人がいる世帯 イ) 療育手帳Aの人がいる世帯 ウ) 精神障害者保健福祉手帳1級の人がいる世帯 エ) 特別児童扶養手当1級の人がいる世帯 オ) 要介護4・5の認定を受けている人がいる世帯
	③ひとり親世帯	ア) 18歳以下(※2)の子どもがいる母子・父子世帯 イ) 両親のいない18歳以下の子どもを養育している世帯
	④生活保護世帯	生活保護法による被保護世帯

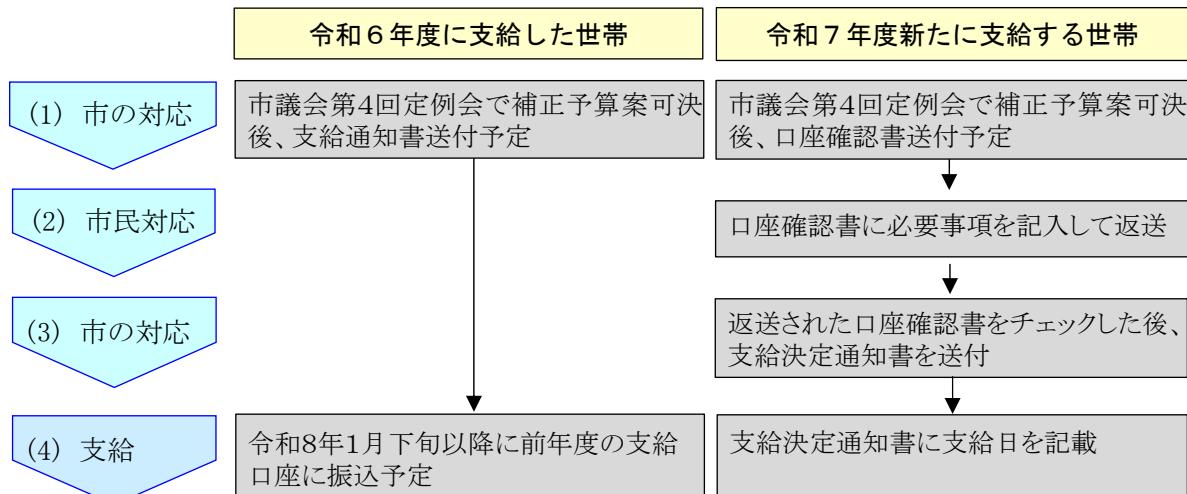
※1 昭和36年4月1日以前に生まれた人

※2 平成19年4月2日以降に生まれた人

3 支給金額及び方法

一世帯当たり7,000円を口座振込により支給します。

4 支給までの流れ



※ 支給通知書等の送付時期については、決定次第、お知らせします。